

北九州市監査公表第23号

令和4年11月15日

北九州市監査委員	小林一彦
同	廣瀬隆明
同	森本由美
同	渡辺均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
産業経済局
- 3 監査の期間
令和3年11月5日から令和4年5月19日まで
- 4 監査公表の時期
令和4年7月29日（令和4年監査公表第15号）

5 監査の結果に基づく措置の状況

(1) 産業経済局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア その他事務</p> <p>(ア) <u>拾得物の取扱いについて</u> (渡船事業所)</p> <p>渡船事業所（若戸航路）における拾得物の取扱い状況を確認したところ、拾得物の一部について警察署長への提出を怠っていた。</p> <p>また、拾得物に係る処理経過を合理的に跡付け、又は検証することができる文書（拾得物記録簿等）を作成、保存していなかった。</p> <p>遺失物法では、施設占有者は、拾得物を遺失者に返還し、又は警察署長に提出することとされている。</p> <p>市文書管理規則では、事案の決定に当たっては、文書等を作成して行わなければならないとされており、文書等は、必要に応じて迅速に利用することができるように保存しなければならないとされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘事項に鑑み、事務処理の体系化と共有化を図るため、以下の事務改善を行った。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 戸畑警察署に拾得物の処理方法等を確認し、警察署長への拾得物の提出を徹底する取扱いを開始（令和4年2月18日） 2 拾得物取扱い要領、業務マニュアル及び拾得物記録簿等を作成（同年3月1日） 3 所内関係職員に上記要領等を周知（同年3月16日） 4 事務改善会議において、本指摘事項を含む過去5年間の監査指摘事項を再確認（同年4月27日） 5 事務処理ミス防止研修の実施（同年6月13日） 6 拾得物記録簿のデータベース化（同年6月17日） <p>今後、拾得物記録簿の管理に当たっては、デジタル市役所推進室デジタル市役所推進課の協力のもと、サイボウズ株式会社のk i n t o n e（業務改革ツール）を導入し、円滑な情報共有と業務の効率化を図る。</p> <p>《局全体の対応について》</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>令和4年6月2日実施の局内幹部会において、今回の指摘事項の内容を説明し、適正な事務の執行を行うよう周知した。</p> <p>また、各課の事務改善会議（同年6月実施）では、本指摘事項のほか、他局分を含む過去5年間の指摘事項を周知するとともに総点検を行った。</p>